

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年2月20日開催（生命保険協会）]

1. 不適切事案への対応について

- 昨今、生保各社において、出向者による情報漏えいや不適切な金銭の取り扱い等の事案が続けて発覚しており、金融庁としても大変遺憾である。事案に応じ、実態把握を進め、保険契約者保護に欠ける問題が認められた場合には、法令に基づき厳正に対応していく。
- コンプライアンス上の重大な問題事象は、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体のものとして生じることが少なくなく、自社のコンプライアンス・リスクを管理することはまさに経営の根幹をなすものであり、ビジネスを行う上では一体不可分である。
- 各保険会社の経営陣においては、公表されているそれぞれの事案の重大性を踏まえ、当該リスクを改めて認識いただき、社員に対しても、経営陣自らの言葉でその重要性を示し、しっかりと認識共有することで、その企業の文化・風土となるように取り組んでいただきたい。

2. 改正保険業法等の施行に向けた保険代理店への対応について

- 改正保険業法については、2026年6月の施行に向けて、現在、内閣府令並びに「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案に係るパブリックコメントを踏まえた最終化に向けて対応している。
- 一方、金融庁においては、例年、財務局と協同して、保険代理店における業務の実態把握を目的として、全国各地の保険代理店に対してヒアリングを実施しており、2025事務年度においても1月以降、順次実施している。
- 2025事務年度の当ヒアリングにおいては、保険代理店における改正保険業法等の施行に向けた準備状況や足元で抱える課題などについて確認しているほか、比較推奨販売のルール改正に伴うビジネスモデルへの影響や過度の便宜供与に係る基準の策定状況等についても、あわせて確認することとしている。
- 各保険会社においても、現在、改正保険業法の施行に向けた対応が行われているところと承知しているが、保険代理店から改正保険業法等の内容に関する相談等があった場合には、適切な対応をお願いしたい。

3. ゲノム医療推進法に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」について

- 2025年11月21日に、ゲノム医療推進法に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定された。
- 保険関連では、ゲノム情報の差別等への適切な対応確保などが求められており、生命保険分野における遺伝情報による不当な差別等への適切な対応を確保するための対応として、保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いをまとめたQ&Aを公表するなど、ゲノム情報による不当な差別を行わないことについての対応を行っているものと承知している。
- 引き続き、各保険会社においては、ゲノム情報の不当な差別に関する情報が寄せられた場合には、適切な対応を行うとともに、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないことやゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて、改めて徹底いただきたい。

4. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯収法に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

5. 令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、青森県、新潟県、秋田県及び山形県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和8年1月21日からの大雪			
青森県	1月29日 (1月29日)	東北財務局	1月30日
新潟県	2月2日 (2月2日)	関東財務局	2月3日
秋田県	2月3日 (2月3日)	東北財務局	2月4日
山形県	2月4日 (2月4日)	東北財務局	2月5日

6. 企業価値担保権の制度施行に向けた取組について

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権という新たな担保制度が導入される。
企業価値担保権は、諸外国の全資産担保実務を参考として創設され、中小企業向けの融資に加え、LB0ファイナンス等での利用も想定されている。
- 企業価値担保権付きローンは、諸外国の実務も参考に、新たな運用対象資産としても位置付けられ、2025年6月には、資産運用立国の関連施策として「具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す」旨が閣議決定された。

(参考1) 資産運用立国議員連盟「資産運用立国2.0に向けた提言」(令和7年4月23日)

【中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供】

(3) 運用対象資産等の多様化の更なる推進

- ・ 企業価値担保融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、金融庁は、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指すべきである。

(参考2)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日)

VII. 資産運用立国の取組の深化

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

- これを受け、企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026 年 1 月 9 日に有識者による勉強会を実施した。
- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする金融機関においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

7. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。
- 2025 年 3 月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計 80 以上のイベントと連携し、国内外から延べ約 2 万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。
- 2026 年は、2 月 24 日～3 月 6 日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。このうち今回で 10 回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AI やブロックチェーンに加えて、インシュアテックや資産運用リスク管理などを含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。
- 各イベントの詳細は Japan Fintech Week 公式ウェブサイトで随時御案内

するので、御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

8. 新たな金融戦略の検討（資産運用立国の更なる推進）について

- 日本成長戦略会議の下に片山金融担当大臣を会長とする「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」が設置され、2026年1月15日に第1回会合が開催された。日本経済の潜在力を解き放つとともに国民の豊かさを向上させるための金融戦略を2026年夏までに策定すべく、同分科会において検討していく。
- 具体的には、資産運用立国を更に推進していくため、
 - ・ コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の「稼ぐ力」の向上、
 - ・ それを支えるための、官民連携による成長資金の供給拡大、
 - ・ 受益者の最善の利益を確保していくためのアセットオーナーの機能向上、といったテーマについて施策を検討していく。
また、2025年12月に、「地域金融力強化プラン」を策定したが、様々なプレイヤーが連携して地域の持続的な成長を後押ししていくために、今後、各施策を更に推進するための方策を検討していく。
くわえて、デジタルイノベーションが加速する中、経済活動を支える決済サービスの高度化も非常に重要な検討課題である。
- 検討テーマは多岐にわたるが、こうした取組が互いに作用し合って、力強い日本を創り上げていくために、官民が緊密に連携して取り組んでいきたいと考えており、金融業界の御協力を宜しくお願いしたい。

9. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関等が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後

押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。

- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なりスクテイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

10. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関するQ&Aについて

- 金融機関がJ-FLECの講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLECはこれまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けのQ&Aを策定した。
- 例えばQ&Aの④では、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。
- J-FLECの講師派遣等を御活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、Q&Aに記載のJ-FLECの連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。
- また、J-FLECでは、2025年11月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

11. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確

性の向上、

- ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請

を行うこととされた。

- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

(参考) 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryo_kaigo/index.html

12. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAについて、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を措置することが示された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

13. 横浜グリーンエクスポ（2027年国際園芸博覧会）について

- 2027年3月、横浜グリーンエクスポ（正式名称：2027年国際園芸博覧会）が開催される。1都3県で初の万博であり、花や緑、食と農の魅力に加え、脱炭素など地球環境課題の解決に資する日本の技術を世界に発信する。
- 横浜グリーンエクスポは、累次の閣議決定や閣議了解に基づき、政府が博覧会国際事務局（BIE）に認定申請し、その認定を得て、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を進めているものである。
- 同協会より金融庁に対し、横浜グリーンエクスポの開催に向けた協力の要請があり、2026年1月23日に生命保険協会へ周知した。本協力について、

会員金融機関への周知をお願いしたい。

(以 上)